

冲高保発第6-28号  
令和6年5月30日

高压ガス製造・貯蔵事業所  
高压ガス取扱い事業所 各位

(一社)沖縄県高压ガス保安協会  
一般高压ガス部会  
部会長 富永進  
(公印省略)

高压ガス保安法第27条の従事者保安教育として実施する講習会です。

## 高压ガス製造・貯蔵事業所保安講習会

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして高压ガス製造事業所・貯蔵事業所における事故を防止することを目的に関係事業所を対象とした保安講習会を開催致します。

つきましては業務多忙のこととは存じますが、関係事業所の方はご参加下さいますようご案内申し上げます。

記

- 日時 令和6年7月1日(月) 13時30分～16時20分
- 会場 沖縄産業支援センター(3階 304中会議室)  
那覇市宇小緑1831番地1
- 受付期間 令和6年6月10日(月)～6月14日(金)
- 参加料 会員事業所 5,000円(消費税455円(10%)込み)  
一般事業所 8,000円(消費税727円(10%)込み)  
(受講料は当日会場にてお支払い下さい)
- 申込方法 下記申込書をFAXにて送付して下さい。
- 定員 40名(※定員になり次第、締め切らせて頂きます)



### 講習内容

#### ①『高压ガス保安法の基礎』

(高压ガス製造事業所・貯蔵事業所に関連する法令基準)

#### ②高压ガスの危険性と性質について』

(燃烧実験等の映像も交えてわかりやすく説明します)

#### ③ 高压ガス事故の現状(爆発、破裂事故・漏洩事故の事例)

講師 太陽日酸(株)九州支社 技術部 技術課長 近江利行氏

#### ④『高压ガス設備のガス漏れ警報器の構造及びメンテナンスと取り扱いについて』

講師 新コスモス電機(株) 西日本営業部九州営業所長 小林将一郎氏

**高压ガス製造・貯蔵事業所保安講習申込書** FAX(098)858-9564

事業所名	(会員事業所・一般事業所)		
連絡先	TEL	FAX	参加人数 名

# 『高圧ガス保安法(抜粋)』

(保安教育)

第二十七条 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。

3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者(次項において「第二種製造者等」という。)は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。